## ○浜松市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

平成8年3月29日

浜松市規則第57号

改正 平成12年3月30日浜松市規則第35号

平成17年6月30日浜松市規則第99号

平成22年9月17日浜松市規則第55号

平成30年3月23日浜松市規則第16号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の施行について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(特定建築物の届出)

- 第2条 省令第1条第1項の届書には、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要がある と認める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の届書には、省令第1条第3項に規定する書類のほか、次に掲げる書類及び図面 を添えなければならない。
  - (1) 建築物の配置図及び各階平面図
  - (2) 建築物の給排水設備の系統図
  - (3) 建築物環境衛生管理技術者の資格を証する書類の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面 (平22規則55・平30規則16・一部改正)

(特定建築物の変更の届出)

- 第3条 省令第1条第4項前段に規定する届出事項に変更があった旨を記載した届書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 特定建築物の名称
  - (3) 特定建築物の所在場所

- (4) 変更した事項及びその内容
- (5) 変更の年月日
- 2 前項の届書には、省令第1条第4項後段に規定する書類のほか、変更後に係る前条第 2項各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

(平22規則55・平30規則16・一部改正)

(特定建築物の非該当の届出)

- 第4条 省令第1条第4項前段に規定する特定建築物に該当しないこととなった旨を記載 した届書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地)
  - (2) 特定建築物に該当しないこととなった建築物の名称
  - (3) 特定建築物に該当しないこととなった建築物の所在場所
  - (4) 特定建築物に該当しないこととなった理由
  - (5) 特定建築物に該当しないこととなった年月日

(平30規則16·全改)

(建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録事項の変更の届出)

- 第5条 省令第33条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合における同項の規定に よる届出は、同項に規定する変更があった旨のほか、次に掲げる事項を記載した届出書 により行わなければならない。
  - (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 登録を受けた事業の区分
  - (3) 登録に係る営業所の名称及び所在地
  - (4) 変更した事項及びその内容
  - (5) 変更の年月日
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項 (平30規則16・追加)

(建築物における衛生的環境の確保に関する事業の廃止の届出)

第6条 登録に係る事業を廃止した場合における省令第33条第1項の規定による届出は、 同項に規定する登録に係る事業を廃止した旨のほか、次に掲げる事項を記載した届出書 により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 登録を受けた事業の区分
- (3) 登録に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 廃止の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項 (平30規則16・追加)

(様式)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(平30規則16·追加)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平30規則16·追加)

附則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(平17規則99・旧附則・一部改正)

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年静岡県規則第25号)の規定によりされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(平17規則99·追加)

附 則(平成12年3月30日浜松市規則第35号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日浜松市規則第99号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年9月17日浜松市規則第55号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日浜松市規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。